

# 平成 27 年度第 1 回習志野市総合教育会議 議事録

日 時：平成 27 年 8 月 5 日（水） 午後 3 時から午後 3 時 50 分まで  
場 所：習志野市役所仮庁舎 3 階大会議室  
委員出席者：宮本市長、植松教育長、原田委員長、梓澤委員長職務代理者、  
貞廣委員、古本委員  
説明員出席者：市瀬学校教育部長、田久保学校教育部参事、広瀬生涯学習部長、  
早瀬子ども部長  
事務局出席者：諏訪企画政策部長、遠山企画政策部次長  
真田企画政策課長、越川主幹、徳岡主任主事、伊藤主任主事

議 題：(1)総合教育会議の運営について  
(2)大綱の策定について  
(3)今後の開催について  
(4)その他

## 議 事 録：

<p>市長</p>	<p style="text-align: center;">開 会</p> <p>みなさんこんにちは。これより、平成 27 年度第 1 回習志野市総合教育会議を開会いたします。</p> <p>なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4、第 6 項の規定によりまして、総合教育会議の議事は原則公開とされていること、かつ、本日の協議題は非公開とすべきものには該当しないと考えられますことから、傍聴を許可しておりますので、御了承下さいますよう、お願いいたします。</p> <p>また、本日、報道機関から取材の申し入れがございました。これも許可することにいたしておりますので、御了承ください。</p> <p>なお、本日、説明員として、関係する担当部局長等、並びに事務局として職員を出席させております。</p> <p style="text-align: center;">市長挨拶</p> <p>それでは、本会議を開会するにあたりまして、私の方から御挨拶申し上げます。着席にて失礼させていただきます。</p> <p>本日はお忙しい中、習志野市総合教育会議に御出席賜り誠にありがとうございます。また、教育委員の皆様におかれましては、日頃より</p>
-----------	---

本市教育の充実、発展に御尽力いただき、改めて感謝申し上げます。

さて、教育委員の皆様も御存知のとおり、平成 26 年 6 月 20 日付で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、本年 4 月 1 日付にて、施行されました。文部科学省では、法改正の趣旨につきまして、「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行う」こととしており、地方自治体の首長の権限として、「大綱の策定」と「総合教育会議」の設置が規定されたことによりまして、本市でも対応を進め、本日の総合教育会議を開催させていただいた次第でございます。

本市ではこれまでも、市政の特色を生かした、教育、文化の向上に望ましい環境づくりに市民、教育委員会、市、関係団体が一体となって取り組んでまいりました。

本日の会議におきましても、教育委員の皆様と十分な協議をさせていただき、更なる連携と共通理解を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

#### 議 事

それでは、これより議事に移ります。

はじめに、「(1) 総合教育会議の運営について」であります。私といたしましては、本会議を、「首長と教育委員会の対等な執行機関どうしの協議及び調整の場」と捉え、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合を除き、年度につき 2 回程度開催し、法の定めるところにより、会議及びその議事録は原則として公開することとして、運営してまいりたいと考えております。

また、「総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めること」と規定されておりますことから、本会議におきまして運営要領を定めることとし、詳細につきましては、事務局より御説明させていただきます。

それでは、「総合教育会議の運営について」事務局から説明させます。

真田課長

はい、それでは「(1) 総合教育会議の運営について」御説明させ

ていただきます。資料 1 「習志野市総合教育会議の運営に関する要領（案）」を御覧ください。

この度の法改正によりまして、「首長と教育委員会の対等な執行機関どうしの協議及び調整の場」として設置された総合教育会議でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、以下、法と略させていただきますが、こちらの第 1 条の 4 第 9 項におきまして、「総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める」と規定されております。こうしたことから、本会議におきまして、運営方法を定める必要がございます。

このことから、事務局におきまして、運営要領案を作成いたしましたので、内容を御説明させていただきたいと思っております。

第 1 条は省略をさせていただきます。

第 2 条「会議の招集」でございますが、第 2 項に規定させていただきましたとおり、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがある等緊急かつやむを得ない場合」、いわゆる「緊急開催」以外に、年度内に 2 回程度の「定例開催」、また、必要に応じまして開催されます「臨時開催」といった形で想定をさせていただいております。

第 4 条「会議の成立」につきましては、構成員の過半数の出席を基本としつつ、先程申しました「緊急開催」の場合につきましては、市長及び教育長の出席をもって成立するものといたします。

第 5 条「会議の公開」でございますが、法第 1 条の 4 第 6 項の規定によりまして、原則公開とされております。「個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるとき」につきましては、この限りではないものとされております。

これを更に詳細に規定するため、非公開とする場合の基準といたしまして、参考資料 2 としてお示ししております、「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針 6 会議の公開」を準用したいと考えております。

なお、公開手続きにつきましては、「同指針 7 会議の公開の方法」の規定を準用するものといたします。

次に第 6 条を省略しまして、第 7 条でございます。

議事録につきましては、法第 1 条の 4 第 7 項におきまして、「地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。」と規定されておりますことから、非公開とされ

平成 27 年度第 1 回習志野市総合教育会議 議事録

	<p>た議事を除き、公表するものいたします。</p> <p>最後に、8 条、9 条でございますが、こちらは条文のとおりとなっております。</p> <p>以上、運営要領（案）について御説明させていただきました。御協議の程、よろしくお願いいたします。</p>
市長	<p>はい、それでは、協議を進めてまいりたいと思いますが、教育委員の皆様から、御意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。</p>
古本委員	<p>よろしいでしょうか。</p>
市長	<p>はい、古本委員。</p>
古本委員	<p>4 条会議の成立のことですけれども、「教育委員会の委員の過半数が出席」ということになっておりますが、これを「会議を構成する委員の過半数」ということにはいかないでしょうか。</p>
市長	<p>暫時休憩します。</p> <p>午後 3 時 11 分休憩</p> <p>-----</p> <p>午後 3 時 13 分再開</p>
市長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>それでは事務局、答弁をお願いします。</p>
真田課長	<p>第 4 条につきましては、総合教育会議自体の精密な要件というのは基本にございませんが、国の方では、概ね全員出席ということ想定している中で、私どもの方で「委員の過半数」という表現をさせていただいています。こちらの方を「構成員の」という形で要件を付け加えても特段法律には違反しないという形になることから、こちらの場で協議をいただいて、そのような形でということであれば修正するという対応させていただきたいと思っております。</p>
市長	<p>他に、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>それでは質問等はないようでございますので、今の古本委員から申し出のありましたことについて、今、事務局がお答えしたとおりとい</p>

うこととなります。皆さんも、もし、異論がなければ、修正をしたいと思っておりますが、皆さんいかがでしょうか。

(異論なし)

特段異論がなければ、双方合意が得られたということで、そのように決定をさせていただきたいと思えます。

それでは、「習志野市総合教育会議運営要領」につきましては、只今の協議内容を反映の上、決定してよろしいということでございます。ありがとうございました。

つづきまして、「(2) 大綱の策定について」の協議に移りたいと思えます。

まず、私の考えを申し述べさせていただきます。

本市では、昭和 45 年に制定された「文教住宅都市憲章」の下、教育、文化の向上に望ましい環境づくりに市民、行政、関係団体が一体となって取り組んでまいりました。

この結果、市内の小中学校や市立習志野高校では、スポーツ、音楽分野で全国レベルの活躍実績を残しております。

特に、音楽分野では、習志野高校を始め、数々の音楽コンクールで輝かしい成績を長年にわたって挙げており、「音楽のまち習志野」とも呼ばれるようになっております。

また、スポーツ分野では、甲子園で全国優勝を成し遂げた習志野高校野球部の活躍によりまして、「習志野」の名が全国に知れ渡っております。

こうした歴史は、教育現場の先生方による情熱あふれる指導の賜物であり、更には、これを支えるため教育委員会や行政が一体となって「文教住宅都市憲章」の実現に努めた先人達によるものでございます。

本市におきましては、このように、市と教育委員会が一体となって教育行政に取り組んでおり、この度の法改正以前から、本市は既に両者の確固たる意思疎通が図られているものと思慮しているところでございます。

こうしたことから、大綱につきましては、これまでの教育委員会の取り組みを継続して実施することが最良であると考えます。

よって、「習志野市教育基本計画」を大綱に代えることとし、別途大綱の策定はしない方向で進めることとしたいと私は考えておりま

<p>真田課長</p>	<p>す。</p> <p>具体的な説明につきましては、事務局から補足させます。</p> <p>それでは、「(2) 大綱の策定について」御説明いたします。資料 2 を御覧ください。</p> <p>法第 1 条の 3 には、「地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」と規定されております。</p> <p>本市におきましては、先程、市長の御説明にもございましたとおり、習志野市教育基本計画を大綱に代えるものと致したいと考えておりますが、具体的に御説明を申しますと、まず、1 点目といたしまして、平成 26 年 7 月 17 日付 文部科学省通知におきまして、「地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと」との見解が示されている、ということがございます。</p> <p>2 点目といたしまして、本市教育基本計画は、まちづくりの基本理念であります文教住宅都市憲章に基づくものでございまして、習志野市基本構想及び前期基本計画との整合性、一体となった施策の展開が図られた幼児教育、学校教育、生涯教育を網羅する計画であるということがございます。</p> <p>3 点目といたしまして、先程の市長の説明にもございましたが、本市ではこれまでも教育委員会と市長事務部局が様々な場面で連携しながら、一体となって市政運営、教育行政に取り組んできた経過がございます。</p> <p>なお、資料 2 の下段の参考としてお示ししております、文部科学省からの通知におきまして、「大綱の主たる記載事項」として、地域の実情に応じた記載を基本としつつ、5 点が具体的に例示をされております。</p> <p>こちらにつきましてはの例示を検討いたしましても、それぞれ習志野市の教育基本計画の記載事項で要件を満たしているものと考えられます。</p> <p>以上、大綱の策定につきましての、御説明とさせていただきます。</p>
-------------	---

<p>市長</p>	<p>それでは、教育委員の皆様から、御意見等ございましたら、よろしくをお願いします。</p> <p>はい、貞廣委員。</p>
<p>貞廣委員</p>	<p>資料を御用意いただきまして、文科省の初等中等教育局の局長からの通知もお示しいただいたのですけれども、通知は通知といたしまして、大綱についてご質問とご意見を申しあげます。大綱は、教育委員会、もちろん市長も含めて総合教育会議からの、習志野の教育をどうするかという教育哲学の政策的な表現のメッセージだと思います。このメッセージがあつてこそ市民の方々もこの大綱が正しいかどうか、または自分で賛成できるかどうかという判断もお示しをするでしょうし、もったこういふ方針になったらいいのではないかというような思いも持ってくださいるんだと思います。そういう意味で言うと、基本計画全体が大綱になるというのは、細かすぎるのではないかという気がするのですけれども、その点は市民の感触としてはいかがでしょうか。</p>
<p>市長</p>	<p>それでは、事務局の見解を伺います。</p>
<p>真田課長</p>	<p>はい。市民の受け取りということで、今回初めて大綱作成については、現状の教育基本計画、こちらの方を持って代えるということで、御提示をさせていただいておりますので、現状市民の方にそういった形で対応させていただきますということについては、お諮りをしておりませんので、特段、市民の方からそういった、これに関する御意見というものはこちらとしては頂いていないという状況でございます。</p>
<p>市長</p>	<p>はい、貞廣委員どうぞ。</p>
<p>貞廣委員</p>	<p>申し訳ありません。私の質問が悪かったのだと思います。この全体を市民の方は御覧になるのでしょうか。習志野の教育がどうなるのかということを考えるときに、じゃあ一冊渡されてこれが大綱ですって言われたときに御覧になってくださるのかどうか。あまり、大部のものを大綱とする、またはあまりに細かく書き込まれたものを大綱とすると、そのメッセージ性も落ちますし、修正可能性も落ちますし、もう少し大綱というのは大きな括りのもののように私は理解をしていたので質問させていただいたのですが、その点はいかがでしょうか。</p>

平成 27 年度第 1 回習志野市総合教育会議 議事録

<p>市長</p>	<p>はい、暫時休憩します。</p> <p>午後 3 時 22 分休憩</p> <p>-----</p> <p>午後 3 時 35 分再開</p>
<p>市長</p>	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>それでは、ただいまの意見に対しまして、事務局の見解をお願いします。はい、諏訪部長。</p>
<p>諏訪部長</p>	<p>はい。習志野市教育基本計画は平成 25 年度に策定して、計画期間が平成 26 年度から平成 31 年度の計画でございます。この内容は、習志野市の教育そのもののあり方を計画立てている内容でございます。そして、市長事務局と教育委員会は、この計画を共有しながら、共に、市政として進めてきたという経過もございます。その上で、文科省通達にございますように、習志野市はこれまで重ねてきた教育の内容といったものを重視するという観点も含めて、今回の大綱に代えさせていただきたい、このように考えているところでございます。なお、基本計画自体が相当数のページに渡りまして詳細に書かれているということもございますので、市民の皆さまにおきましては、本総合教育会議で大綱に代えるとされた場合には、施策の体系イメージ等、ホームページ、あるいは他の媒体を使いまして、積極的に PR させていただきたい、このように考えているところであります。以上でございます。</p>
<p>市長</p>	<p>はい、それでは、他に御意見ございますでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p>
<p>市長</p>	<p>ないようでございますので、それでは、貴重な御意見、御指摘、本当にありがとうございます。</p> <p>それでは、教育基本計画をもって大綱に代えることとし、別途、大綱の策定はしない方向で進めることといたします。</p> <p>ただし、その際は、教育基本計画の体系イメージであるとか、施策イメージという部分はしっかりと周知できるような形で臨むというような形にしたいと思っております。そのような形で進めることといたします。</p>



<p>市長</p> <p>真田課長</p> <p>市長</p>	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>午後 3 時 38 分休憩</p> <p>-----</p> <p>午後 3 時 45 分再開</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。 続きまして、「(3) 今後の開催について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>はい。今後の開催について、でございますが、議題、日程等を事務局にて調整させていただき、改めて御案内させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、「(4) その他」と致しまして、教育委員の皆様あるいは事務局から何かございますでしょうか。 特になければ、本日は御協議ありがとうございました。 以上をもちまして、平成 27 年度第 1 回習志野市総合教育会議を終了いたします。</p> <p style="text-align: center;">閉 会</p> <p>午後 3 時 50 分終了</p>
---------------------------------	--